

公益財団法人 天神崎の自然を大切にする会

令和3年度 事業報告

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月 31日

公益財団法人 天神崎の自然を大切にする会

公益財団法人 天神崎の自然を大切にする会  
令和3年度事業報告

新型コロナウイルス感染症による影響が続く

令和2年1月頃から新型コロナウイルスがまたたくまに世界に広がり、各国で多くの感染者がでて増え続け、重症者や死亡者が続いた。それぞれの国では外出禁止などの非常時対策を講じて拡大の防止に努めた。日本においても同じ状況で、はじめは都市部で感染者が増えたが、人々の移動によりまたたくまに全国各地で感染者が増加し、重症者や死亡者が続いた。

令和3年度においては、感染者は増減を繰り返しながら推移したが、令和4年1月になって全国的に急に激増し、しかも感染力の強い変異株（オミクロン株）の拡大もあり、政府の「まん延防止等重点措置」の対象は34都道府県に及んだ（令和4年1月26日）。医療施設の不足が逼迫した状態になり、国を挙げて大きな課題となった。

こういう状況の中で、和歌山県でも令和4年2月中旬以降は毎日のように感染者の最多記録が発表され、田辺市周辺においてもクラスターの発生も続いた。県知事から不要不急の外出を控えるように、という要請も出された。そして、県知事は国に要請して2月5日（土）～2月27日（日）の間、本県も「まん延防止等重点措置」の対象県になった（2月3日）。行政や各団体の行事・会議は中止あるいは延期が続いた。さらに、和歌山県はこの措置を延長して3月6日までとなった。

本会の関係では令和3年4月の清掃活動を中止し、5月の評議員会は「書面表決」に代え、6月の自然観察教室は中止とした。令和4年1月末の第30回子どもふるさと絵画展の展示会は中止し、1月の理事会及び2月の評議員会はいずれも「書面表決」とし、2月末の清掃活動は中止とした。自然観察に来る学校・団体も非常に少なくなった。

このような状況の中、令和3年度の本会の事業報告をまとめる。

公益財団法人 天神崎の自然を大切にする会

[公益目的事業 I]

1. 天神崎地域の土地を確保する事業……土地の買い上げを推進

天神崎における土地の買い上げ（取得）は本会の主目的事業である。令和3年度においては、希望する土地の取得が1件実現した。そのため、令和4年3月末現在で、本会の取得地面積は67,020.23㎡で、これに公益財団法人 日本自然保護協会の所有地（1,024㎡）と田辺市の所有地（21,226.11㎡）を合計すると保全地面積は89,270.34㎡となり、天神崎における保全目標面積（180,000㎡）の49.6%である。

なお、現在、土地取得の計画・交渉を進めているのは、①海岸に面した周遊道路沿いの土地（宅地）、②磯への降り口の背後の土地（山林）、③令和2年に取得した山林のそばの土地（山林と畑）で、引き続き交渉を進めていく。

## 2. 天神崎の自然環境保全・調査・活用の事業……取得した土地・天神崎一帯の保全・管理

天神崎における保全地には本会の取得地、(公財)日本自然保護協会の所有地及び田辺市が和歌山県の助成を得て取得した土地がある。その大部分は森林であるが、湿地(水田跡)や空地・裸地等もある。

本会としてはこの保全地の自然をできるだけ良好な自然状態で保つこと、あるいは、場所によっては植樹により元の自然(森林)に戻ることを願い、維持管理・再生に努めている。森林となっている場所については、特別な保全策はとらず、森林としての遷移にゆだね、非常に長い年月を要するが昔の植生に戻ることを願っている。しかし、数ヶ所にある竹林(モウソウチク・マダケ)は、自然林への侵入があるため、機会あるごとに除去(伐採)をしている。吉野熊野国立公園内であるので、タケの伐採については、環境省(近畿地方環境事務所)に申請をして許可を得ている。

令和3年度においては、国立公園・国定公園の緑化を対象としている公益社団法人 ゴルフ緑化推進会の助成金(20万円)の申請をして、空き地に植樹し、モウソウチクの伐採を行った。この事業にはいちいがしの会(会長:家高靖久)の会員が手伝ってくれた。

湿地は過去に水田耕作をしていた場所で、放置しておくとも水草の繁茂が続き、水面が狭くなっていくため、湿地としての自然環境が変化する。そのため、草刈や水域の掘り上げ等を行ってその自然維持に努めている。

この湿地の奥にある池の堤防が崩壊して以来、湿地最上部の5号池が泥で埋まって陸化した。田辺市(環境課)は、その対策を計画しているが、令和3年度においては、池から湿地までの水路を整備する計画を検討したが、その事業は未完成である。

また、岩礁(潮間帯)を含め天神崎一帯における自然環境の維持にも努めている。中でもゴミの処理(清掃)は大変大きな課題である。田辺市(環境課)と協議・連携しながらその対応や処理にあたっている。多くの人々がそれぞれの目的で天神崎を訪れるため、それに起因すると思われるゴミ、道路際などに故意に捨てたと思われるゴミ、潮流により磯への漂着ゴミなど、絶えることがなく毎日の課題となっている。さらに、天神崎周辺の海底環境もよい自然状態で保ちたいと願い、ダイバーが潜水して海底の清掃活動(ゴミの除去)にも取り組んでいる。

令和3年度の実施状況を項目別にまとめると、以下のとおりである。

### ① 清掃活動(陸上部)

天神崎の周遊道路周辺、茂みの中、空き地、磯などのゴミは、日常的に有志や団体等が清掃をしている。また、自然観察に訪れた学校や団体等が清掃時間をとって行う場合もある。田辺市としても、毎年6月(環境月間)に、田辺湾クリーン作戦として多くの市民が参加して田辺湾一帯の海岸のゴミの清掃(回収)を行っている。しかし、コロナのため令和3年度は中止した。

特に、故意に捨てられたと思われるゴミの処理には大変苦心している。各種の電気製品類・家具類・自転車・タイヤ・雑誌類など多様である。これらのゴミの内、取扱いが危険と思われるものや取り扱いが困難なものは、田辺市環境課と連携してその処理にあたっている。本会としては令和3年度も定期的な清掃活動を年4回計画したが、令和3年4月と令和4年2月はコロナのことで実施できず、7月と10月の2回となった。この活動は本会会員にお知らせするとともに現地の掲示板で広報し、地元の新聞(紀伊民報)に掲載して一般市民の参加を募っている。参加する方々は本会関係者(会員・評議員・監事・理事・事務局職員)、市内の企業・団体・グループ・家族などで、会員の中には毎回大阪府からの参加者もいる。各回における清掃活動の時間は午前9時~10時の間に行い、回収したゴミは田辺市のゴミ処理場に運搬している。本会が行った令和3年度の清掃活動は表1のとおりである。

(表1) 令和3年度 定期清掃活動

清掃活動	日程・時間帯	参加者数・ゴミの量
第1回定期清掃活動	4月25日(日)9:00~10:00	中止
第2回定期清掃活動	7月25日(日)9:00~10:00	参加72名、ゴミ100kg
第3回定期清掃活動	10月24日(日)9:00~10:00	参加73名、多くの団体、ゴミ100kg
第4回定期清掃活動	2月27日(日)9:00~10:00	中止

(注) 回収したゴミの主なものは、タイヤ・缶類・ビン類・プラスチック類・ビニール袋・発泡スチロール・流木・木片・家庭用品などである。毎月の第4日曜日は田辺市のゴミ処理場が営業しているため、清掃活動も第4日曜日としている。

## ② 海底清掃（天神崎周辺における海底清掃）

海底清掃は、ダイバーが潜水により海底のゴミ等の回収を行う。また、ダイバーは海中での環境状況を把握するため水中撮影も行う。陸上の担当者はダイバーの潜水活動への協力、磯周辺のゴミを回収し、ゴミは田辺市のゴミ処理場へ運んだ。ダイバーは休日を利用しての活動であり、また、天候や波浪の状態により実施が左右されるため、実施日の設定には苦心するところで、延期や中止となることもたびたびである。現在は、ダイビング紀南（会長：森 千代喜）に委託して海底清掃を行っている。海底清掃には、環境省田辺管理官事務所の職員の協力もいただいている。

なお、この海底清掃に要する経費については、市環境課を通じて県から支出されている。

令和3年度の海底清掃は表2のとおりで、11月7日は、海底清掃とサンゴ調査を行った。

(表2) 令和3年度 海底清掃・サンゴ調査

日程	実施者	備考
6月27日(日)	ダイビング紀南	ゴミ 20kg、プラゴミ 10 kg、資源ごみ 20 kg
9月26日(日)	ダイビング紀南	ゴミ 10kg、プラゴミ 30 kg、資源ごみ 10 kg
11月7日(日)	ダイビング紀南	ゴミ 10kg、プラゴミ 40 kg、資源ごみ 10 kg サンゴ調査

(注1) 海底のゴミは陸上のゴミとほぼ同じ内容で、回収後は田辺市のゴミ処理場に搬入している。

(注2) 田辺ダイビングサービス（代表：垣内啓志）は、毎回、本会の事業に協力してくれている。

## ③ 草刈り

天神崎の周遊道路周辺や空き地の草刈りについては、市民有志による場合が多く、その尽力に感謝している。

## ④ 湿地の保全（草刈りと掘り上げ）

湿地はかつて水田であった場所で、本会が取得した場所と田辺市所有の場所とがあり、保全・管理・利用については田辺市（環境課）と連携しながらすすめている。湿地は水草が繁茂して水域が分からないほどに埋もれていくため、毎年、水域の草を除去し、水中の泥をかきあげている。これにより多くの水生生物が生息（生育）する環境を整え、自然観察地として利用できるようにしている。また、湿地全体の草の除去をして、歩きやすいようにしている。こうして水域内の生物の生息（生育）環境を維持し、子どもたちの水生生物の観察に役立て、天神崎における自然環境の多様性を維持するとともに、自然観察の内容を豊かなものにしている。令和3年度は湿地の草刈りが4回、水域の掘上げを2回行った。

## ⑤ 天神崎周辺のサンゴ群集のモニタリング調査

平成30年度から始めたサンゴ調査は、当初は環境省の田辺自然保護官事務所に所属する自然保護官（高橋優人氏）の協力を得たが、令和3年度はダイビング紀南の協力を得て、本会の役員でサンゴ調査に詳しい者（櫻井保典理事・山西秀明評議員）が中心となって調査した。

〈山西秀明氏の報告〉今年度の調査は元島南西の水深3～5mの地点で行った（令和3年11月7日）。近くには卓状ミドリイシの死骸と、生きたキクメイシ類が点在している。一昨年～昨年は、調査範囲内にて直径10cm程度のイボサンゴのみが確認されたが、今回は3～5cmのミドリイシ類が確認された。サイズから推定すると加入時期はこの2～3年である。スポットチェック法は調査における努力量を一定にするため、15分という限られた時間で広範囲を観察する。そのため、加入して1～2年目の稚サンゴは発見できなかった。

平成 29 年の黒潮大蛇行に伴う低水温で、田辺湾の海水温度が一時的に 10℃以下まで下がり、ミドリイシ類は壊滅的な被害を被ったが、令和 1 年度～2 年度は冬季の水温低下が 13～15℃程度であったことから、流れ着いたサンゴ幼生は越冬することができたと考えられる。今後は、寒波や大型の台風が来なければ、サンゴの加入数（確認できる数）も増加すると考えられる。

## [公益目的事業 II]

### 1. 情報を提供し、法人の基盤を拡大する事業

#### ア 天神崎だよりの発行

「天神崎だより」は昭和 58 年（1983 年）に創刊し、以後発行を続け、現在は年 2 回（6 月と 11 月）の発行で、紙面は B 4 版（表・裏）で、印刷は本会事務局で行う。現在の発行部数は 1,200 部で、会員のほかに最近の寄付者・支援者・関係機関等に発送している。掲載内容は本会の主要な事業（計画や報告）、天神崎の自然紹介、天神崎に対する会員の思い、また、天神崎における自然観察（環境学習）などの感想文などである。令和 3 年度は 6 月に第 122 号を発行し、11 月に第 123 号（1）・（2）を発行した。

#### イ 天神崎通信の発行

「天神崎通信」は昭和 61 年（1986 年）に創刊し、年 1 回（6 月）の発行で、A 4 版 8 ページ（カラー印刷）である。令和 3 年度は 6 月に第 33 号を発行し、本会代表理事（野口健三）があいさつ文（第 1 頁）を書き、1 年間の主な行事や、「天神崎と南方熊楠」（土永知子理事）、会計報告等を掲載した。1,200 部を発行し、「天神崎だより」（122 号）とともに会員および関係者（団体・機関等）に発送した。

#### ウ インターネット事業の充実

平成 23 年 4 月に従来ホームページを刷新し、トップページの画像もスライドショーに変更するとともに、各種の事業（絵画展・自然観察・清掃活動など）を写真とともに紹介している。少しでも多くの方々に見ていただき、本会の活動への理解と自然環境保全への関心を高めることに役立てたいと考えている。また、令和 3 年度においてもフェイスブックによる広報活動として、季節の自然紹介や行事計画・報告を掲載し、多くの方々から感想をいただいた。

### 2. 運動の普及を図り、資金力を高める事業

#### ア 講師派遣・スライド映写等を通じ、運動の理解・協力の輪を広げる活動

自然環境への関心が高まり、環境学習がすすんでいる現在、天神崎の自然観察やその保全活動を知るために、各種の学校・団体等の訪問（学習）を受けている。これらに加えて、学校や団体が希望する場所での講演（講話）を依頼される。この場合は主催者の目的や参加者の年齢（学年）に応じて、リーフレット・パンフレット・レジメ等を資料としながら、田辺湾の豊かな自然や天神崎の自然をパワーポイントにより紹介している。また、これまでの保全運動の経過や現状等について説明している。参加者は幼稚園・小・中・高校生及び一般の方々で、自然や保全運動への関心が高まるように努めた。

保全運動は天神崎の自然（海岸林）を取得し、森（海岸林）・磯・海の自然とともに良好な環境として保つことを目的としている。そのため、こうした講演（講話）等の活動においては、本会への理解が深まるよう協力を訴えとともに、本会の会員への勧誘や寄付金・運営資金等への支援もお願いしている。

令和 3 年度においては、和歌山県ユネスコ連絡協議会が「2021 年度和歌山ユネスコ・コンGRESS」を開催し（11 月 14 日）、本会は天神崎の自然及び保全活動について報告しました（参加者 50 名）。本会の活動が日本ユネスコ協会連盟から「プロジェクト未来遺産」として登録されているので、そのことを含めて報告しました。

また、公益財団法人 南方熊楠記念館（白浜町）は、天神崎の自然及び活動に関する写真展を開催した。天神崎は熊楠に縁のある地なので、同記念館の行事として、令和 3 年 12 月 4 日～令和 4 年 1 月 23 日まで開催した。

保全運動は天神崎の自然（海岸林）を取得し、森（海岸林）・磯・海の自然とともに良好な環境として保つことを目的としている。そのため、こうした講演（講話）等の活動においては、本会への理解が深まるよう協力を訴えるとともに、本会の会員への勧誘や寄付金・運営資金等への支援もお願いしている。

#### イ 運動と会の発展のため、会員を増やす活動

会員（普通会員・賛助会員・協力会員）は、一時は2,000名を超えていた時期（平成3年、2,049名）もあったが、それ以降は会員数が減少する一方で、現在は普通会員が633名、賛助会員が109件（個人・団体）で、合計742名（件）である。本会の運営は会員の会費（普通会費・賛助会費）が大きな収入源であるため、会員数の減少は本会の運営を維持する上で課題となっている。退会者は長く会員として支援いただいた方々の多くが高齢のためである。そのため、評議員・理事・監事・事務局職員及び会員・支援者により、会員の拡大のために勧誘を続けているが、なかなかその成果は上がりにくい。

そうした状況の中、令和3年度においても、会員の拡大に取り組み、会員や関係機関などに協力をお願いしてきた。その結果、学校・団体からの入会が少しずつであるが増えている。

### 3. 自然に親しみ学ぶ事業

#### ア 自然観察教室の開催

天神崎の自然を大切にすべしを結成されたのは昭和49年（1974年）2月である。その当時は、国内においても自然の大切さに対する国民の意識が高揚してきたことにより、その年の6月5日に「自然保護憲章」が制定された（自然保護憲章制定国民会議）。本会としては、天神崎の自然保全を進める上でこの憲章の精神を大きなよりどころとしてきた。

そして、本会は翌年の昭和50年（1975年）から天神崎自然観察教室を開催してきたが、参加者は多い時で200名を超えることもあった。また、当初は年2回（春・秋）の開催であったが、各種の学校や団体等の自然学習が増えてきたこともあって、現在は年1回（春）の開催としている。

令和3年度は6月13日（日）に、第77回天神崎自然観察教室を田辺市（ふるさと自然公園センター）との共催で開催する準備をしていたが、コロナウイルスの広がりのため、急遽中止となった。これで令和2年度及び3年度は残念ながら中止となった。

#### イ 学校関係の自然教育、諸団体の学習等への協力

天神崎での自然学習や、保全運動の経緯などについての学習のため、県内外から各種の学校（幼・小・中・高等学校・専門学校等）や各種の団体・グループ等が訪れるが、その時に案内や自然解説などを依頼される。

訪問団体等からの申し入れがあった場合は、案内や説明をする内容・場所・時間帯等について、あらかじめ十分な打ち合わせを行うが、学校・団体によっては、事前に下見および打ち合わせに来ている。案内する場所については、森（日和山）、湿地（水田跡）、海辺（磯）などの組み合わせは様々で、学校（団体）の方針や希望を取り入れている。最もよく行う観察は磯の自然観察で、多様な磯の生物に対する皆さんの関心が大変強く、特に子どもたちはいろいろな生物を見つけて歓声をあげている。

令和3年度においては、申し込みのあった学校・団体は、表3のようにコロナのために延期や中止となった。そうした中で、本会が現地案内・自然学習・講演（講話）を行った学校・団体等は18件（915名）であった。

(表3) 令和3年度 現地案内・自然学習・講演（講話）を行った団体

コロナウイルスの影響による延期・中止などがあった。

月 日 (曜)	学 校 ・ 団 体 名	人 数	対 応
4月27日 (火)	大阪府立泉北高等学校 (事前学習)		中止
4月30日 (金)	田辺市立会津小学校 6年	78	後藤・藤五
4月30日 (金)	大阪府立泉北高等学校 (現地学習)		中止

月 日 (曜)	学 校 ・ 団 体 名	人 数	対 応
4 月 30 日 (金)	田辺市立田辺第三小学校 3 年生		延期
5 月 23 日 (日)	まひかり		中止
5 月 28 日 (金)	AWS 動物学院 1 年 (白浜町)	24	弓場
5 月 30 日 (日)	少年少女発明クラブ		延期
6 月 8 日 (火)	智辯学園和歌山小学校 4 年 (事前学習)	(66)	藤五
6 月 9 日 (水)	智辯学園和歌山小学校 4 年 (現地学習)	71	弓場・藤五
6 月 11 日 (金)	県立向陽中学校 3 年生	85	丸村・藤五
6 月 11 日 (金)	田辺市立田辺第三小学校 3 年生	44	後藤・弓場
6 月 13 日 (日)	第 77 回天神崎自然観察教室 (本会主催)		中止
6 月 18 日 (金)	県立田辺中学校 1 年生 (事前学習)	80	藤五
6 月 23 日 (水)	県立田辺中学校 2 年生 (現地学習)	83	後藤・藤五
6 月 25 日 (金)	AWS 動物学院 2 年 (白浜町)	26	弓場
6 月 25 日 (金)	ぬくもりの里こども園 (旧紀南幼稚園)	23	藤五
7 月 8 日 (木)	県立田辺中学校 1 年生 (現地学習)	84	弓場・藤五
8 月 4 日 (水)	大阪市立大池小学校 (旧中川小学校) 下見	(2)	藤五
9 月 5 日 (日)	紀の川市桃山体育王国スポーツクラブ		中止
9 月 5 日 (日)	少年少女発明クラブ		中止
9 月 9 日 (木)	みなべ町立南部中学校 1 年生		中止
9 月 10 日 (金)	大阪市立長居小学校		中止
9 月 10 日 (金)	奈良県立奈良北高等学校		中止
9 月 13 日 (月)	田辺市立上秋津中学校 (1・2 年) 講演	(47)	藤五
9 月 16 日 (木)	田辺市立上秋津中学校 (1・2 年) 現地学習	49	藤五
9 月 18 日 (土)	会津クラブ		延期
10 月 5 日 (火)	退職教職員近畿ブロック (事前説明)		中止
10 月 6 日 (水)	退職教職員近畿ブロック (現地案内)		中止
10 月 6 日 (水)	県立向陽中学校 2 年生	85	丸村・藤五
10 月 17 日 (日)	テレビ和歌山	20	弓場・藤五
10 月 23 日 (金)	会津クラブ	19	後藤
10 月 29 日 (金)	和歌山市立東和中学校	33	藤五
11 月 2 日 (火)	有田市立初島小学校	29	藤五
11 月 10 日 (水)	大阪市立大池小学校 (旧中川小学校)		中止
11 月 10 日 (水)	高槻市立榎田小学校 6 年生		中止
11 月 14 日 (日)	和歌山県ユネスコ連絡協議会 (講演)	50	玉井
11 月 24 日 (木)	田辺市立田辺第三小学校 5 年生 (講話)	32	藤五
	合計	(18 件) 915	

(注) 人数 (参加者) の合計数には、事前学習・下見の人数は含めていない。

#### ウ 子どもの絵画展の開催

自然への関心を高め、自然を大切にすることを育てるため、また、自然を描くことにより、その美しさや自然のしくみを感じる力を養うことができると考え、紀伊民報(田辺市)との共催で平成 4 年(1992 年)から「子どもふるさと絵画展」を始めた。当初は子どもたちが天神崎で写生をして、その作品を出品していたが、平成 14 年の第 11 回からは、絵画の制作は題材・場所や製作日時を問わず、子どもたちが描いた作品を対象としている。

令和3年度の第30回（記念）子どもふるさと絵画展については、665点（ポスター部門を含む）があり、令和3年12月11日に審査会があり、審査は美術教育に携わった方々（西牟婁地方美育研究会・同OB）と田辺美術協会有志による11名で行われた。また、この絵画展には多くの企業・団体から温かい応援（資金援助）をいただいた。特選64点、準特選130点、国立公園賞（ポスター6点）を選んだ。賞状の準備をし、環境省近畿地方環境事務所長からはポスター部門の賞状を準備していただいた。

そして、30周年を記念して、出品者への記念品としてエコバックを特注した。しかし、令和4年になってもコロナはなかなかおさまらず、全国的に拡大する一方であり、絵画展の開催を、一旦、2月26日～27日に延期したが、和歌山県は政府に対して「まん延防止重点措置」を要請（2月5日～2月27日の間、延期して3月6日まで）したため、今年度の絵画展は、やむを得ず中止することになった。

第30回子どもふるさと絵画展については、展示会ができずに、応募者（応募学校）に作品・賞状・記念品（エコバッグ）をお届けした。まことに残念なことであった。

#### 4. 関係団体と連携・協力する事業

##### ア 環境省近畿地方環境事務所及び吉野熊野国立公園管理事務所田辺管理官事務所

平成27年9月に、串本町の海岸からみなべ町（千里の浜）の海岸域が吉野熊野国立公園に編入された。そのため、天神崎を含め田辺湾の海岸域が国立公園となった。そして、田辺市に田辺自然保護官事務所が開設された。その事務所の名称が、令和元年度に変更されて、吉野熊野国立公園管理事務所田辺管理官事務所となり、そこに常駐しているのが国立公園管理官と補佐官で、本会の活動はその方々と連携をとりながら進めている。

天神崎を含め田辺湾一帯が国立公園となることを踏まえ、本会は平成27年6月11日に、近畿地方環境事務所長に、天神崎にビジターセンター設置の要望書を提出している。近畿地方環境事務所としては、その要望に応えるため、令和元年度においては、まず天神崎園地の整備を計画し、令和2年1月に現地ヒアリングを行い、2月に意見交換会を2回開催して、同事務所の計画に対する質疑・要望を行った。令和2年度以降、同事務所としては、具体的な実施計画を策定することになり、まず、天神崎園地における観察道（湿地～日和山）を作る計画を進めている。

また、同事務所としては、駐車場など天神崎園地の整備とともに、解説板や東屋を設ける計画を進めている。令和3年度の環境省による天神崎の園地における計画については、【特記事項1】を参照してください。

##### イ 田辺市役所（環境課）

天神崎の保全については、田辺市としても県の助成を得て天神崎の土地（森林）を購入して保全地としている。そのため、本会としては天神崎の保全活動を進めるについては、田辺市（環境課）と連携しながら進めている。また、本会が開催している天神崎自然観察教室は、田辺市（ふるさと自然公園センター）との共催で開催している。

現在、田辺市（環境課）は、池から湿地への水路の整備計画を進めている。

##### ウ （公益社団法人）日本ナショナル・トラスト協会への協力（全国大会等）

昭和58年（1983年）に、本協会の前身である「ナショナル・トラストを進める全国の会」が設立され、本会もその会員に加わった。その後、本協会は社団法人となり、さらに、平成24年7月に「公益社団法人」となり、現在、その理事に本会から藤五和久氏が選出されている。

##### エ （公益財団法人）日本生態系協会

日本生態系協会は本会の会員であり、また、本会は日本生態系協会の会員となっていて、相互に情報交換しながらすすめている。また、本会の廣瀬祐司評議員は日本生態系協会の評議員として、同協会の運営に尽力している。



## オ (公益財団法人) 日本自然保護協会

天神崎の保全運動が始まった初期において、本会の活動は日本自然保護協会から大きな支援が続けられた。それらの支援は、自然観察の手引き書「天神崎の自然観察」(1977年)の作成、天神崎の自然を総合的に調査した報告書「天神崎自然観察地域設置調査報告書」(1979年)の作成、天神崎における保全地の購入(1984年、1,024㎡)、そして、天神崎の自然保全のために全国募金の計画も進め、また、天神崎に自然観察センターの建設計画もたてた。このセンターの建設用地の購入のために、本会は募金により資金を得たが、同協会はその建設ができなかった。こういう経緯から本会と同協会との関係は疎遠となっていた。

しかし、令和元年度に田辺市は天神崎地域の地籍調査を行ったため、同協会が所有する土地の地籍調査の立ち合いのために同協会の職員が来田した。この機会に同協会の職員とも話し合い、今後は相互に連携し協力していくことになった。そして、同協会の職員はこの地籍調査結果の閲覧のため田辺市役所に来て、図面や面積に関する資料を受領している(令和4年1月13日)。

## カ ナショナル・トラスト関係団体及び自然保護関係団体等との連携

本会は上記の機関・団体のほかにも、ナショナル・トラスト関係の団体及び自然保護関係の団体とも連携し、相互に情報交換、資料提供などを行っている。

### ① しれとこの森トラスト関西(大阪府吹田市)

本団体は、北海道斜里町がすすめた「しれとこ100㎡運動」をすすめるため、関西の有志により結成された団体(支部)で、かつては「しれとこ100㎡運動関西支部」であったが、知床の運動が土地の買い取りを済ませ、現在は植樹活動を進めていて、そのため、「しれとこの森トラスト関西」という名称に変更したものである。

本団体がしれとこ100㎡運動関西支部であった時代に、同支部の活動の一環として、毎年、「天神崎の自然から学ぶ集い」を開催(1泊2日)、京阪神から40名~50名が参加し、その都度、参加者からご寄付をいただいていた。この集いは1984年にはじまり、2006年まで続いた。笠岡英次氏(京都市)が代表だったが、現在は、小田忠文氏(吹田市)が代表である。

### ② NPO法人 アメニテイ 2000 協会(兵庫県芦屋市)

本協会は、歴史的な建造物の保全・管理を行う団体であり、そのためにナショナル・トラスト運動を進めている。これまでに、神戸市の「ヴォーリス六甲山荘」を取得して、公開している。ともにナショナル・トラストを進める団体であることから、本協会と本会との間で「覚書」を交換し、可能な行事等は連携して行うことにしている。

### ③ 紀南ユネスコ協会(田辺市)

平成22年12月に、本会の活動「天神崎の自然保全及び環境教育の推進」が、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の「プロジェクト未来遺産」として登録された。それを契機に、紀南ユネスコ協会と本会とは相互に会員となり、連携を深めることになった。

## [特記事項 1]

### 環境省の天神崎園地整備計画

平成 27 年、環境省は、串本町の西海岸からみなべ町（千里の浜）までの海岸域を吉野熊野国立公園に編入した。その結果田辺湾一帯（番所崎・島島・神島・鳥ノ巣半島・天神崎・元島等）が国立公園となった。そして、田辺市に環境省の国立公園管理事務所を設置し、管理官が常駐している。

本会は、この機会に天神崎に環境省のビジターセンターの設置して欲しいと要望していたが、同省としては、ビジターセンターの設置は難しいということで、天神崎の陸域の園地における整備をする計画を立て、それに関して、天神崎地域の住民、関係者、田辺市（環境課）及び本会と協議をし、意見交換会ももった。

そして、令和 3 年 12 月 22 日には、計画図面（案）により本会理事との協議会があり、本会（理事）からは意見・要望等が出された。その結果、令和 4 年 3 月 12 日の理事会で、計画図面を提供いただいた。その園地整備計画の主要な内容は次のとおりである。

- (1) 日和山探勝路整備（現道の整備）に関して
  - ① サイン設置計画（コースの各所に）
  - ② 湿地～日和山の観察コース設置
- (2) 湿地の木道設置計画に関して
- (3) 先端にある広場（丸山駐車場）に関して
  - ① 駐車場としてアスファルト舗装・線引き
  - ② 東屋・案内標識等を設置

## [特記事項 2]

### 地籍調査

田辺市（土地対策課）の業務として、令和 1 年度から天神崎地域の地籍調査が始まった。本会は天神崎に多くの土地があり、理事及び事務局職員がその調査の立会を行い、令和 4 年 1 月で終了した。

この結果、測量等がすみ、図面ができた土地については、閲覧の機会があり（令和 4 年 1 月）、市役所で閲覧し、土地の面積や図面などの資料をもらった。これらの記録（位置・図面・面積等）がすべて整った段階で法務局に登録される予定である。

なお、天神崎には、保全運動の初期に公益財団法人日本自然保護協会が購入した土地があるため、同協会職員が立会いに来て確認し、また、閲覧時にも来田された。

## [特記事項 3]

### GGG 国立・国定公園支援事業活動助成

公益社団法人ゴルフ緑化促進会の GGG 国立・国定公園支援事業活動助成により、20 万円の助成金をいただき、植樹とモウソウチクの駆除を行いました。この助成金の申請には、環境省・田辺管理官事務所の染谷雄太郎氏の推薦をいただき、天神崎の植樹可能地への植樹と、モウソウチクの伐採（環境省に許可申請をして）を行いました。この植樹及びモウソウチクの伐採作業は、いちいがしの会（田辺市）の会員の方々に協力いただきました。これらの作業は、令和 3 年 9 月～令和 4 年 1 月の間に実施しました。

[特記事項 4]

天神崎における不法駐車への対策経過

(令和1年～令和4年3月)

令和1年から、天神崎の周遊道路添いの土地（日本自然保護協会の所有地）に、軽自動車（2台）が駐車し、この自動車の移動がなされないため、この課題取り組んできた。その経過を掲載する。

不法駐車の状態	令和1年から天神崎先端部のトイレの前で、道路際の空地（公益財団法人日本自然保護協会の所有地）に2台の車が駐車し、生活している人がいる。その人は市内での窃盗容疑により田辺警察署に留置され(令和1年12月)、その後、田辺拘置支所（法務局）に移され（令和2年4月）、その後は刑務所にいると思われる。	
年月日	内 容	備 考
令和1年	この不法駐車には本会も困っていた。また、田辺市環境課も対応を検討していた。	
令和2年 2月13日（木）	① 市民から事務局に電話があり、不法駐車への対応を強く求められた。 ② 田辺市環境課と相談したところ、解決するには弁護士を介した方がいいという。	植田 玉井
2月14日（金）	「あおい法律事務所」（田辺市）の岡田政和弁護士に相談し、この解決を依頼する。	野口・堀・玉井
3月6日（金）	駐車している土地は日本自然保護協会の所有地なので同協会に事情を伝え、今後の対策は本会がすることについての委任状（3月6日付）が届いた。	野口
3月13日（金）	田辺警察署で本人との面会を求めたが、拒否された。	野口・玉井
4月3日（金）	岡田弁護士に状況を伝え、相談する。本人宛に撤去依頼文書を出すのも一つの方法だという。	野口・堀・玉井
4月27日（月）	本人宛の撤去依頼文書をもって田辺警察署に行ったところ、本人は田辺拘置支所に移されていた。田辺拘置支所に行き、事情を話して撤去依頼文を渡してもらおうとしたが、手紙は郵送するように言われた。	野口
4月28日（火）	上記の撤去依頼文書を田辺拘置支所気付で投函する。その返答はまだ来ない（8月）。	玉井
7月	地元の県議会議員（谷口氏）に解決策を相談する。	野口
令和3年 2月6日（土）	理事会で検討した結果、本会が経費を負担しても、この車（2台）を移動することにし、それには弁護士・市環境課とも相談し、本人にも通知して進めることになる。	理事会では左記の意見でまとまった。
5月15日（土）	2月6日の理事会で決めたように進めるには、やはり問題があることになり、5月15日の理事会であらためて対応を詳細に審議し、関係機関に協力依頼をする。	
5月19日（水）	5月15日の理事会を受けて、5月19日に野口代表と高田評議員が関係機関に協力依頼に行く（環境省田辺事務所・西牟婁振興局・市環境課へ）。	県議の谷口氏も解決策を検討する、という。

6月3日(木)	野口代表・高田評議員・玉井理事が環境省田辺事務所の染谷管理官と共に市環境課に行き、これまでの経過の概要を話し、今後の対策を協議した。今後の方向としては、 ① こういう問題に詳しい弁護士を探して、今後の解決策を相談する。 ② 解決策としては、本人に期日を指定して撤去依頼の文書を出す。配達証明とする。車検が切れていても、無断で車を移動することはできない、という。 ③ 解決しない場合は裁判に訴える。 ④ 撤去することになると、その場所が必要。	
6月9日(水)	状況を日本自然保護協会にも伝え、現在、本会としては、解決に向けて、どうにもならないことを伝えた。	野口
7月14日(水)	本人に手紙を出して、車の移動を依頼したい。そのためには、本人の居所を警察に聞く必要がある。そうしたことについて、再度、岡田弁護士に相談する。	野口・堀・玉井
7月19日(月)	岡田弁護士に希望事項を伝えたが、事態に進捗がないため、これ以上の対応は困難、と言われる。	野口
8月7日(土)	理事会で検討するが、解決策がない。	理事・監事
8月17日(火)	染谷氏(環境省)の提案で2台の車に掲示をする。	染谷・内中
9月(中旬)	ナンバープレートが2台ともなくなっている。	
9月～10月	解決策について、谷口県議と相談する。	野口
10月12日(火)	谷口県議の仲介により、田辺警察署に行く。松上市会議員・野口・玉井で。生活安全課の職員と質疑応答をした。警察の意見は、今の法律ではナンバープレートがなくなっても、無断で撤去することができない。裁判はありうるが、費用についてはどうなるかわからない。※車の所有者の住居は不明	(谷口県議) 松上市議会議員・野口・玉井
10月28日	地籍調査を担当している宮本土地家屋調査士事務所に、不法駐車的位置の所有者を確かめる。2台とも地番1462(日本自然保護協会の土地)にあるが、内1台は地番1465(天神崎の自然を大切にする会)にかかっている。	玉井
11月以降	谷口県議の協力により陸運局(和歌山)に行き、車の所有者の確認をする予定となっている。それには土地の地権者が陸運局に行かねばならないとのこと。所有者の住所が分かれば、その後の対応(裁判など)を検討することになる。	野口
令和4年1月	谷口県議とともに陸運局(和歌山)に行く予定日が決まらない状況である。	野口・藤五
1月13日(木)	日本自然保護協会から高津紅実総務部長が地籍調査の結果の閲覧の件で来田(市役所土地対策課)。高津氏に改めて現地案内をし、経過を説明する。	野口・玉井
2月	谷口県議とともに陸運局(和歌山)に行く予定日が、コロナのため、なお決まらない状況である。	野口・藤五
3月16日(水)	谷口県議・野口代表理事・藤五常務理事が陸運局(和歌山)に行く。2台の車の所有者を記載した書類を受け取る。所有者はK氏で、住所は白浜町の旧町名表示。ここに住んでいるかどうか、確かめる予定。	谷口県議 野口・藤五

(令和4年3月31日現在)

